



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 障害者の法定雇用率が来年引き上げられるそうですね。最近では人手不足で、人手不足を補う意味でも障害者雇用を推進できたら良いと考えています。まず制度を教えてください。

A 健常者も障害者も社会参加のできる「共生社会」を実現するため、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

【法定雇用率は段階的に引き上げられます】

	R5 年度	R6 年 4 月	R8 年 7 月
法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5 人以上	40.0 人以上	37.5 人以上

この表では民間企業の法定雇用率しか記載されていませんが、国及び地方公共団体等は更に高い率が定められています。なお、「対象事業主の範囲」の人数は、従業員が 43.5 人を超えたら障害者を 1 人雇用する義務があると言う意味です。

従業員の数え方ですが、一定の期間を定めて臨時で雇われていても、引き続き雇用されると認められる方(日々雇用される方も含む)、及び過去1年を超える期間について引き続き雇用される方を言いますので、間違えないようにお願いします。

対象事業主の範囲に該当する人数を雇用している事業主には 2 つの義務があります。ハーモニーも 41 人になりましたので R6 年から次の 2 つの義務が発生します。

- (1) 毎年 6 月 1 日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- (2) 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

【除外率が引き下げられます】

この法定雇用率には除外率があります。業種によって障害者を雇用することが難しい事が考慮されていますが、除外率は廃止の方向とされており、R7 年からは除外率が 10% 引き下げられます。自社の除外率を確認しては如何でしょうか？

(現在除外率が 10% 以下の業種は R7 年 4 月から除外率制度の対象外となります)

- ① 非鉄金属第一次精練・精製業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)⇒5%
- ② 建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業⇒10%
- ③ 港湾運送業、警備業⇒15%
- ④ 鉄道業、医療業、高等教育機関、介護老人保健施設、介護医療院⇒20%
- ⑤ 林業(狩猟業を除く)⇒25%
- ⑥ 金属鉱業、児童福祉事業⇒30%
- ⑦ 特別支援学校(専ら視覚障害に対する教育を行う学校を除く)⇒35%
- ⑧ 石炭、亜炭鉱業⇒40%
- ⑨ 道路旅客業、小学校⇒45%
- ⑩ 幼稚園、幼保連携型認定こども園⇒50%
- ⑪ 船員等による船舶運航等の事業⇒70%

【障害者の算定方法が変更となります】

- ・精神障害者の算定特例の延長(R5 年 4 月以降) 週所定労働時間が 20 時間～30 時間未満の精神障害者は当分雇い入れ期間に関係なく 1 カウントと算定できる。
- ・一部の方は、週所定労働時間が 20 時間未満でも雇用率へ算定(R6 年 4 月以降) 週所定労働時間 10 時間～20 時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者は 0.5 カウントとして算定できる。

私も知らなかったのですが、週 10～20 時間未満で働く障害者を雇用する事業主への「特例給付金」ができたそうです。

- ・対象者は、障害者手帳等を保持し、1 年以上雇用される方(見込み含む)。
 - ・支給額は、企業規模により 1 人 7,000 円又は 5,000 円。
 - ・毎年 4 月～翌 3 月までの雇用状況に基づき申請します(企業規模により申請時期が異なります)。
- 詳しくは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構までお尋ねください。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980